

第35回京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

令和4年6月24日（金） 午後4時から午後5時まで

2 開催場所

職員会館かもがわ 3階 大多目的室
（京都市中京区土手町夷川上ル末丸町284）

3 出席者（敬称略）

委員9人、事務局8人

会長 谷 史人

副会長 山本 芳華

委員 秋山 裕生

〃 今井 良祐

〃 岡田 博史

〃 小野 善三

〃 八尋 錦之助

〃 山本 みさを

〃 吉田 美由

保健福祉局医療衛生担当局長

医務担当局長、京都市保健所長

医療衛生推進室長

医療衛生センター長

〃 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長

〃 食品安全係長

〃 食品安全担当

〃 食品安全担当

安部 康則

池田 雄史

志摩 裕丈

南 秀明

柴田 さよ

西上 祐子

藤原 汐里

宮村 健吾

4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 会長選出
- (4) 報告

ア 令和3年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

イ 第3期京都市食の安全安心推進計画（令和3年度～7年度）の進捗状況等について

- (5) 閉会

5 会議録

- (1) 令和3年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

資料1により事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

監視指導結果の営業許可施設の延べ監視指導件数は、令和元年度、2年度は3万8千件、3万6千件前後であったが、令和3年度は3万件を下回った。監視指導件数が減少した理由はあるか。

●事務局

食品衛生法改正により許可から届出に移行した業種があること、飲食店営業、菓子製造業等が1施設1許可の原則による監視指導件数の減少があったこと、新型コロナウイルス感染症による疫学調査を保健所一体で行っており、約4カ月間食品衛生監視員の疫学調査応援従事があり食品の監視業務を一時休止していたこと、これらが原因で監視指導件数が減少したことが考えられる。

○委員

コロナや、法改正の影響もあると思うが、数が減っているところなどは、公開された場合、御意見が出る場合もあるので、理由がわかっているのであれば、一言記載しておく方がよい。昨年度は講習会等も実施が困難であったことが数字だけ見ればわかるが、たとえば食品収去結果の部分の令和元年度から令和2年度にかけての大幅な食品検査食品数の減少についても一言理由を記載している。このように気にかかるところを減らすということも考えて報告書の方を作成してはどうか。

リスクコミュニケーションのところで、から揚げを揚げて中央の温度が75℃1分以上の加熱方法で食中毒を減らすことができるということについては授業でも使わせてもらい、リスクマネジメントの授業で学生とともに学ばせていただいた。カウントの数を来年度も入れてもらえたらと思う。

○委員

営業許可の監視指導件数は2万9千件から3万8千件実施しているということであるが、1日に換算すると80件から100件ほど監視していることになるが監視する人員は多いのか。

●事務局

本市では昨年度食品衛生監視員が136名、と畜検査員16名、食鳥検査員が23名いる。この人員で1日換算するとそれだけの監視を実施していることになる。

○委員

第二市場の監視について、対象施設数は5施設であるが、監視指導件数は1200件前後ある。これは1施設あたり240件前後監視していることになるがそれだけ監視をしているのか。監視するのは監視員が実施するのか施設の職員が実施するのかどちらが実施しているのか。また、監視する職員は常駐しているのか。

●事務局

と畜検査員は第二市場に常駐しているため、監視員が毎日監視を実施しており、1施設当たり240件前後の監視指導を実施している。

○委員

京都市でも食中毒の事件が発生しているが、ここ10年程で食中毒により亡くなった方はいるか。

●事務局

本市ではここ10年程で食中毒が原因で亡くなった方はいない。全国的にみると、フグや植物などの自然毒を原因とした死亡事例は年数件報告されている。

○委員

食中毒に関しての啓発物品の製作、配布はあるのか。

●事務局

○157のステッカー等は感染症担当が製作等実施している。

おあがりスというリスクコミュニケーションのキャラクターを用いた啓発物を作ったりしている。

毎年8月1日は食の安全・安心デーと定め、該当啓発を実施し、啓発物品を配布することにより、市民の皆様へ啓発活動を実施している。

○委員

食中毒について、食中毒を疑う事例125件のうち、食中毒と断定されなかった116件については食中毒の原因菌が見つからなかったのか。

全国的なO157の報告例は年平均3千件程度あったかと思うが、食中毒事件としてO157の件数が上がっていない。京都市の啓発活動が市民に浸透しているという印象を持った。

●事務局

食中毒が断定されるというのは、複数の方々の共通食事が1つで食中毒以外に考えられないと断定されたものとなる。検便の結果のみで食中毒と断定はしていないので、共通食が複数あると断定できなくなる。このような理由で断定しなかったものが116件ある。

O157は3類感染症であり、食中毒と断定されなくても発生届は医療機関より提出される。届出があったとしても食中毒と断定される数は少ない。

○委員

これらの監視指導等は食の安全性を高めるためにやっている取組みであると思うが、どういった取組みが食の安全性を高めるのかわかっているか。例えば、監視の回数を増やせば効果的なのか、監視の回数を一定数増やせばそれ以上増やしても効果がないのかわかっているのか。

●事務局

監視指導件数で食中毒の発生件数が減っているというエビデンスはない。

効果の実証についてであるが、第3期京都市食の安全安心推進計画において指標を設定し目標値を定めている。食中毒の発生件数が目標値を達成できたか等の検証は行っている。

○委員

それでは意見を踏まえて監視指導結果案を修正してもらおうようお願いする。

(2) 第3期京都市食の安全安心推進計画における取組の実施結果について

資料2-1、2-2について事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

事務局からの説明について、御意見等はないか。

○委員

施策指標の取り組み状況について、目標値を定め、結果を出してもらったが、HACCPに沿った衛生管理計画の定着率は単年度実績で13%とある。数字だけみるとほとんどの施設が実施していないような結果であるが、評価はどのようにしているのか。

SNS時代になってきて、メディア、SNSを使ってやっていくとのことであるがフェイスブックのフォロワー数は増えていない上に、いいね等のコメントもほとんどついていない。

食の安全安心情報の受け手の人数が実績値で8万人ほどあるがこれはほとんどがホームページ閲覧数になるかとは思っている。ホームページの閲覧数だとクリックするだけで算出されてしまい、身内で数を稼げてしまうおそれがあるが、内訳はどのようにして算出したのか確認したい。

●事務局

HACCPの定着率についてであるが、昨年から食品衛生法改正により完全施行されたが、法改正後、営業許可業種の相談が非常に多くあり、施設に行き定着確認することが遅れていた。そのため昨年の10月から導入を増やすための方法を変えた。新規申請時に確実に導入済みとなるように指導を行っている。また、残りの87%については全くHACCPを導入していないということではなく、確認できてないが導入している施設や実体のない施設もある。ホームページに頼っているところは大きい。ホームページの閲覧数でも事務的な申請の閲覧数は除いている。

○委員

10万人の目標を掲げたので、フェイスブックもそうであるが、日常生活でホームページに立ち寄ってもらう機会があまりないと思うので、もっと発信していく方法を考えてもらいたい。

○委員

同じくHACCP関連についてであるが、HACCPに沿った衛生管理を実施しているのが7,053件あるという理解で良いか。

●事務局

施設に実際に行って説明、指導した件数である。この件数が導入できた施設ではない。導入済みの施設数は約4千件である。

○委員

今後は右肩上がりに導入済み件数は増えていくという理解で良いか。

●事務局

そのとおりである。

○委員

推進計画策定に関わっていたため、我々の見ている目が厳しいのかもしれないが、HACCPに沿った衛生管理を定着させるときに、目標のパーセンテージの指標設定に悩んだのであるが、法律上でやらないといけないと決まっているため、京都市としては100%やらないといけないという立場であると思っている。

やらなければならないうちの13%という書き方になっているが、割合の書き方については検討してもよいのではないか。計画には母数の設定はされていないので、母数を検討してみるべきである。

SNSの閲覧についてはどういったアプローチで閲覧してもらうか考えていただきたい。

コロナの影響でできなかったなどの理由があったら状況がわかりいいのではないかと思った。

○委員

山本副会長には昨年から計画策定に関わっていただいていたので、的確な意見がありました。HACCPの定着についてはこれから4年間をかけて100%になっていくように書き方については事務局で検討していただきたい。今後の予算もあるかとは思いますが、今回出た意見を参考にしながら対応をお願いします。

○委員

施設がHACCPを実施していなかったら、営業停止等の処分はあるのか。

●事務局

HACCPの導入は義務化されており、やっていなかったら即違反ということではなく、まずは改善の指導となる。指導するにもかかわらず悪質で指導に応じなければ営業の禁停止もあり得るような仕組みとなっている。

○委員

市の担当者が食品提供をする店に回って指導してくれるということで、市民は安心しておいでいいということですね。

○委員

申請される前に聞き取り調査等をしているのか。

浸透させるためにはなぜできないのか等、監視監視というと監視されている業者はコロナ禍の中いろいろな思いをされながら厳しい審査等を受けている。完璧を目指すというよりもどういう風にやったら歩み寄れていい数値を一緒に作っていきやすいプラットフォームを作れば数値も上がると思うし、風通しもよくなる。信頼関係ができていればSNSの発信についても確実に内容のあるものをつくりあげていきやすいし閲覧件数も上がっていくと思う。

食物アレルギーの対策についてですが、食物アレルギーはマイノリティーではないという感

覚がある。京都市は観光に力を入れており、観光にいらした方がお食事をしないことはまず考えられない。その中でこういう啓発をしていますということで監視指導の実施、推進を図るといふことだけでは弱いというイメージがある。私のこどもに食物アレルギーがあり、公立小学校までは栄養教諭が兼任の学校で指導されていたと思う。公立中学校以降になると京都市内で栄養教諭は2名ということを知ったことがある。これで本当に食の安全を守れるのかなと思っている。ここでいふべきことではないかと思うがお話しました。

○委員

事務局の方でこれらの御意見をとりまとめて、計画に反映させてください。

●事務局

貴重な御意見は今後の計画等に反映させていく。

(以上)